

栃木県工事成績評定要領の運用について

環境森林部、農政部及び県土整備部の所掌する建設工事の成績評定については、「栃木県工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）」及び「栃木県工事成績評定結果通知公表実施要領（以下「公表実施要領」という。）」に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

なお、この運用については、平成 30 年 4 月 1 日以降に成績評定を行う工事に適用する。

記

1 工事成績評定の修正

工事評定要領第 9 条に規定する「評定を修正する必要があると認められる場合」とは、総括監督員が行う法令遵守の減点評価を受けていない場合で、以下により判断するものとする。

- (1) 工事完了後に工事事務等による処分が確定した場合。
- (2) 工事完了後に工事事務等のあったことが判明した場合。
- (3) 引き渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等により瑕疵が判明した場合
- (4) 工事完了後に総合評価落札方式の施工計画又は技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。

2 評定修正の適用条件

本運用を適用する条件は、工事の施工にあたり、工事関係者が以下の項目に該当する場合に適用する。

なお、「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定し、「工事関係者」とは当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

- (1) 「栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」別表第 1 及び第 2 の措置基準に該当する場合。
- (2) 「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に該当する場合。
- (3) 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合。

3 措置内容による減点数

工事終了後に工事事務等による処分が確定した場合や工事事務等が発覚した場合は表一 1 により、総合評価落札方式の施工計画又は技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合は、表一 2 により減点するものとする。

附 則 この運用は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

表一 1 工事事象等による減点

措置内容	点数
1. 指名停止 3 ヶ月以上	- 20 点
2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	- 15 点
3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	- 13 点
4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	- 10 点
5. 文書注意（「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。）	- 8 点
6. 口頭注意（「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく口頭注意をいう。）	- 5 点

表一 2 総合評価落札方式による減点

措置内容	点数
総合評価落札方式の施工計画又は技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合 （最大 8 点を減点とする。ただし、技術提案については入札公告に定める。）	-（1～8）点